

道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

第2 再評価を実施する事業（実施要領第3関連）

1 事業単位の取り方

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所（予定も含む。）が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて再評価を行うことができるものとする。

2 「事業採択」、「未着工の事業」の定義

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」としているが、高速自動車国道（独立行政法人等施行事業に限る。）及び都市高速道路については、「用地及び工事に係る工事実施計画が認可された時点」及び「事業許可」とする。

「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」としているが、ここで「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約手続きが1件も完了していない事業」とする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4関連）

1 複数の事業が一体となって実施される事業の再評価の実施

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される（予定も含む）事業（以下「複合事業」という）については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業の再評価の実施手続のうち必要な事項を定めるものとする。この場合、再評価の実施時期に係る事業採択は、原則として先行した事業のものとする。

2 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業の再評価の実施

実施要領第4の1（5）に定められた「高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業」とは、高速自動車国道と密接に関連し、暫定区間の車線数の増加を行うその他の道路を含む区間とする。

この場合、地方公共団体に意見を聴いた上で、当該事業区間の整備計画の変更等をもって、当該事業の全区間で再評価手続きが行われたものと位置づけるものとする。

また、当該規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

3 「再評価に係る資料」の内容

「再評価に係る資料」は、対象事業の目的、事業化年度、全体事業費に加え、第4に示す評価項目に係る資料とする。

4 「関係する都道府県・政令市」の対象

「関係する都道府県・政令市」は、会社が行う事業の場合、当該事業が経過する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市とする。

5 対応方針（案）等の送付

対応方針（案）（補助事業等にあっては対応方針）等の送付については、再評価の実施後速やかに、別に定める様式により行うものとする。

6 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により行うものとする。

第4 再評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第5の1に基づき定めた再評価手法は以下のとおりである。

再評価を実施する際には、以下の評価項目（視点）について確認を行う。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

原則として、別に定める評価指標のうち、事業の効果や必要性を評価するための指標、その他事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等を確認するものとする。ただし、以下の事業については、その限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に確認した事業を巡る社会経済情勢等に変化が見られない事業

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するため、原則として、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき、費用対効果分析を実施するものとする。ただし、以下の事業についてはその限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない事業であって、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きいもの、準備・計画に要する費用を予算化した事業で事業費を予算化する際に改めて新規事業採択時評価を実施するもの等、費用対効果分析を行うことが適切でない場合

3) 事業の進捗状況

執行済額等

② 事業の進捗の見込みの視点

事業進捗が順調でない理由、供用予定等今後の事業の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

施設の構造や工法の変更等

第5 複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第6関連）

複合事業については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

第6 施行期日

本細目は、平成30年3月12日から施行する。